佐野警察署
２４－０１１０
南交番
２４－２９８７

みなみパトロール



11月号



「犯罪被害者月間」が始まります

☆　**実施期間**　☆

11月１日（日）～12月１日（月）までの１か月

国民の犯罪被害者等支援に関する理解を深めることを目的とした広報啓発期間です。

被害者手帳の運用開始について

従来の「被害者の手引」に代わり、「被害者手帳」が今年の10月１日から運用開始されました。「被害者の手引」と異なる最大の特徴は、被害状況や困りごと等の記載欄がある点です。そのため、支援の窓口で、被害にあった事実や自分の状況を伝える必要がある時には、「被害者手帳」を見せることで、繰り返し同じ説明をするご負担を減らすことができます。

イベントのお知らせ

「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」では、毎年、犯罪被害者等の現状、被害者支援の必要性や重要性を県民への周知を一層推進するため、「犯罪被害者支援県民のつどい」を開催しています。

日時：11月11日（水）午後１時15分から

場所：栃木県総合文化センターサブホール



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待とは？

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（１８歳未満）に対して行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

○　**身体的虐待**
　殴る、蹴る、やけどを負わせる、縛るなど生命に危害を及ぼす行為をいいます。

○　**性的虐待**
　児童に対するわいせつな行為で、性的行為を見せたり、裸の写真を撮ったりする行為も含まれます。

○　**ネグレクト**
　食事を与えなかったり、家や車の中に置き去りにする行為などです。育児放棄や育児怠慢ともいいます。

○　**心理的虐待**
　言葉により脅かしたり、無視するなど子どもに心的外傷を与える行為をいいます。
　子どもの目の前で他の家族などに暴力を振るう行為も含まれます。

